

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長
保育・教育人材課長

緊急事態宣言の発出に伴う保育所等*の利用について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

令和2年4月7日付で政府による「緊急事態宣言」が神奈川県に出されました（期間：令和2年4月8日から5月6日まで）。神奈川県知事からは、「県民の外出の自粛」が要請されていますが、保育所等の使用制限等は要請されていません。

市内の保育所等は原則開園とし、保育が必要な方については、引き続き保育所等を利用していただけますのでご安心ください。

一方、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む必要があることから、ご家庭等での保育が可能な場合には、令和2年4月9日から5月6日までの期間の登園や延長保育の利用を控えていただくなど、ご協力をお願いします。

つきましては、期間中の登園の意向を把握し、園での保育の体制を整えるため、別添の「保育意向確認カード」を園に提出してください。

なお、その際の利用料等については、以下のとおりの取扱いをしますので、よろしくをお願いします。

※保育所等：認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室

1 登園をしなかった場合の利用料（保育料）について

緊急事態宣言の対象期間が令和2年4月8日から5月6日であることから、この期間中に登園をしなかった園児の利用料（保育料）については、登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。手続き等の詳細は別途お知らせします。

2 給食について

期間中についても原則通常通り給食を提供します。

ただし、園での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、昼食の持参をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、その場合でも、おやつ、延長保育での食事提供は各園で対応します。

※給食を提供しない場合の給食費の取り扱いについては、後日各園からお知らせする予定です。

3 その他

園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

感染症対策のため通常よりも保育士等に負担がかかっている状況も踏まえ、ご協力をお願いします。

<問い合わせ先>

保育・教育運営課

【園児の預かりについて】 671-3564

【利用料について】 671-2709 (4/20～)671-0255

【延長保育について】 671-4464 (4/20～)671-3564

保育・教育人材課

【給食について】 671-2397

保育対策課

【年度限定保育事業について】 671-4469

緊急事態宣言発令中の保育意向確認カード

緊急事態宣言を受け、園での保育の体制を整えるために、登園の意向を確認させていただきます。

園名 _____

園児名： _____ クラス： _____

保護者名： _____

1 緊急事態宣言発令中の登園予定

- 4月9日～5月6日、全日の登園を控えます。
- 登園を予定しています。(⇒ 以下の記入をお願いします。)

<登園を予定している方のみ記入>

○保護者の状況の確認

確認項目	父	母
勤務等の状況	<input type="checkbox"/> 出勤が必要 <input type="checkbox"/> 在宅での勤務等(家庭での保育不可) <input type="checkbox"/> 介護、看護等 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 出勤が必要 <input type="checkbox"/> 在宅での勤務等(家庭での保育不可) <input type="checkbox"/> 介護、看護等 <input type="checkbox"/> その他()
勤務日等	<input type="checkbox"/> 平日のみ <input type="checkbox"/> 土曜あり <input type="checkbox"/> シフト等(曜日：)	<input type="checkbox"/> 平日のみ <input type="checkbox"/> 土曜あり <input type="checkbox"/> シフト等(曜日：)
保育必要時間	平日 : ~ : 、平日以外 : ~ :	

○緊急連絡先

(1) 名前： 子どもとの関係： 連絡先：	(2) 名前： 子どもとの関係： 連絡先：
-----------------------------	-----------------------------

令和2年 月 日

署名： _____

登園を予定されている場合は、裏面の「登園状況確認表」の登園予定日に○をつけてください。

登園状況確認表

期間中の園児の登園状況が把握できるよう、「利用予定」欄には登園予定日を**保護者が記入**、

「登園日」欄には登園した日を**各園が記入**してください。

4月	日	月	火	水	木	金	土
					8日	9日	10日
利用予定							
登園日							
	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
利用予定							
登園日							
	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日
利用予定							
登園日							
	26日	27日	28日	29日	30日		
利用予定							
登園日							

5月	日	月	火	水	木	金	土	
							1日	2日
利用予定								
登園日								
	3日	4日	5日	6日				
利用予定								
登園日								

令和2年4月13日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長
保育・教育人材課長

新型コロナウイルス感染症防止のためのご協力について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

国からの「緊急事態宣言」が神奈川県に出されたことに伴い、保育所等の利用について、「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」（令和2年4月8日付）で、ご案内をしました。

今回、4月10日付で神奈川県から改めて「県民の外出の自粛」等が要請され、保育所等については「社会生活を維持するうえで必要な施設」として適切な感染防止対策を行いながら、事業を継続するよう要請がありました。

各園においても、感染防止対策には十分気を付けながら保育を行っていますが、保護者の皆様におかれましても、園の状況にもご配慮いただきながら、下記の内容について、お子様及びご自身の体調の確認や、ご家庭における衛生管理等についてご協力いただくようお願いいたします。

1 保育所等の利用について

「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」のとおりです。

【市通知の内容】

- ・市内の保育所等は原則開園とし、保育が必要な方については、引き続き保育所等を利用していただけます。
- ・ご家庭等での保育が可能な場合には、令和2年4月9日から5月6日までの期間の登園や延長保育の利用を控えてください。

2 体調の確認

お子様及び保護者に次の症状がある場合には、特に外出を自粛し、登園を行わないよう徹底してください。また、こうした症状が4日以上続く場合は、速やかに「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」（045-664-7761）に相談してください。

- ・37.5度以上の発熱がある
- ・強いだるさ（倦怠感）がある
- ・強い息苦しさ（呼吸困難）がある
- ・咳やくしゃみ、鼻水などの風邪の症状がある

また、発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向になるまでは登園を行わないてください。

3 衛生管理

- ・「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避ける

- ・定期的に換気を行う。
- ・声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用する。
- ・清掃を徹底し、手が触れる机やドアノブ、共有物については必要に応じて消毒（消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウムを使用）を行う。

- ・手洗い等により手指を清潔に保つこと
（石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒）

4 その他

保育所等においても感染拡大防止のため、体調の確認を徹底しています。ご家庭でも、お子様やご自身の感染防止のためにも外出の自粛をお願いするとともに、引き続き、ご家庭で保育が可能な場合には、登園を控えていただくようお願いいたします。